

性別記載欄削除の進捗状況について（調査結果）

性的マイノリティの人権擁護の観点から、各所管課で使用されている申請書、証明書等の帳票の性別記載欄について、平成 30 年 8 月に全庁調査を実施し、平成 31 年 3 月に「公文書における性別記載欄の見直しについて（指針）」を策定し、全庁に周知を図った。

当該ガイドラインを受けて、平成 30 年 8 月調査において全帳票のうち削除が可能であったとした帳票の進捗状況について調査し、次のとおり報告するものである。

1 対象所管課及び調査期間

- (1) 所管課175課
- (2) 令和元年 5 月 9 日から令和元年 5 月 17 日

2 調査対象（109 件）

今回調査により同じ帳票を複数課で使用していることなどが判明したため対象帳票数を修正。

- (1) 平成30年8月に実施した全庁調査で性別記載欄の削除が可と回答したもの
前回調査の対象件数 187 件 ⇒ 今回調査の対象件数 98 件に修正
- (2) 平成30年8月に実施した全庁調査で性別記載欄の削除が不可と回答したもののうち
一定の手続きで削除が可能となるもの（システム改修、規則や要綱等の改正）
前回調査の対象件数 14 件 ⇒ 今回調査の対象件数 11 件に修正

【図1】109 件の対象帳票の進捗状況(令和元年6月現在)

